

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業の対象者・内容等について（平成30年度）

市町名	事業内容	対象者	利用料	備考	連絡先 電話番号
彦根市	福祉用具の貸与（車椅子・1週間程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障がい者 他 	無料	運搬は個人で	22-2821
	「社協ひこね(音訳版)」の貸出（テープに広報を録音）	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を読むことが困難な方 	無料		
	地域福祉権利擁護事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理 ・書類等の預かりサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある高齢者 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 	1回:1000円 (生活保護世帯は無料)		
	いきいき安心推進事業（ふれあい給食、いきいきサロン）	学区(地区) 社協によって異なる	学区(地区) 社協によって異なる		
	移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」貸出事業 買い物や通院、サロンや宅者所などへの外出を支援することにより、地域における元気で豊かな生活を送ることを目的に、専用車両の貸出を行う	原則として市内に住所を有し、高齢や障害等の理由で移動外出が困難な方、もしくはそういった方々の支援をされる方 個人、団体（事業者除く）で利用可	原則、無料（ただし、50km以上の利用の場合、移動距離に応じて負担あり）		
	ふれあい貸出事業 地域住民同士のふれあい活動をさらに充実させるための備品（プロジェクター、スクリーン、ゲームや脳トレグッズなどのサロンセット等）の貸出を行う	寄り合いや交流を行われる方、またふれあい活動に携わる方	無料		
愛荘町	いきいき見守り訪問事業 <ul style="list-style-type: none"> ・月2回訪問 ・自治会等と協働した見守り活動 	65歳以上の高齢者(自治会ごとに異なる)	年間1000円	地域の福祉活動として進めています	42-7170 37-8063
	車イスの貸出（1ヵ月程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に福祉用具を必要とする者 	車イス 100円/月	1ヶ月未満は無料	
	「声の広報」貸出サービス（テープに広報を録音）	<ul style="list-style-type: none"> ・広報を読むことが困難な方 	無料		
	高齢者等ふれあいサロン活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や地域住民が互いに交流をして日常生活の活性化を図るためサロンを開催する自治会、自治会内で組織する団体に運営費を助成。 ・運営に関する相談支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内各自治会 	各自治会ごとに異なる		

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業の対象者・内容等について（平成30年度）

市町名	事業内容	対象者	利用料	備考	連絡先 電話番号
	見守りサポート会議 活動支援 ・見守りが必要とされる方の生活などの状況を調査し、地域（自治会）と情報を共有し、地域で見守り体制を構築するための会議	・地域の状況に応じて民生委員や社協、自治会で「見守り」が必要と思われる方 ・見守りサポート会議で必要と思われる方		地域の福祉活動として進めています	
豊郷町	福祉用具の貸与	・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障がい者	車イス 300円/月	短期間のみ	35-8060
甲良町	福祉用具の貸出 （車いすなどを3ヶ月程度貸出）	・介護保険非該当の者 ・介護保険サービスが間に合わないなど緊急を要する者 ・障害者	無料	運搬は個人で	38-4667
	福祉車両の貸出 （車いす車輛を9：30～15：30までのサービス送迎の空き時間に貸出）	・車いす等を使用しなければ外出が困難な者 ・傷病等で外出が困難な者 ・福祉団体 ・その他会長が必要と認めた者	無料	燃料費15円/km、駐車場代、有料道路の通行料等にかかった経費については実費負担	
	困りごと援助サービス ・概ね30分以内で終了する継続性のない簡易な作業のお手伝い	・高齢者（概ね70歳以上） ・障がい者（おおむね3級以上） ・その他会長が必要と認めた者	1回30分以内300円	材料費等は実費負担	
	地域支え合い送迎 買い物等への送迎 （丸善及び付近の銀行など、フレンドマート秦荘店）	・一人暮らし高齢者及び高齢者世帯 ・経済的理由により他に利用できる外出手段がない者 ・その他会長が必要と認めた者	無料	75歳以上の高齢者	
	命のバトン	高齢者世帯 概ね75歳以上の一人暮らし世帯、その他会長が必要と認めた世帯	無料	民生委員等との協同	
多賀町	車イスの貸出（2泊3日程度の貸出）	・介護保険非該当の者	無料		48-8127
	高齢者等ふれあいサロン活動支援	・町内各自治会	各自治会ごとに異なる		
	地域ふれあい支えあい事業 毎週水曜日 9:30～14:00 毎週木曜日 9:30～11:30	・栗栖地区住民 ・敏満寺地区住民	300円/1回 100円/1回		

社会福祉協議会が実施する高齢者福祉事業の対象者・内容等について（平成30年度）

市町名	事業内容	対象者	利用料	備考	連絡先 電話番号
	毎週木曜日 9:30～11:30 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活上の支え合い、助け合い活動 (日常的な訪問、声かけによる安否確認) ・ちょっとした困りごとの支援活動 ・地域サロン活動(交流活動、健康管理など) 	・大杉地区住民	200円/1回		
	困りごと支援事業 生活上のちょっとした困りごとのお手伝い。 30分くらいで出来る継続性のない簡易な作業	対象世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯 ・障がい者世帯 ・ひとり親家庭 ・その他の世帯 	1回30分 200円 (材料費は実費負担)		
	認知症カフェ(オレンジカフェ) 毎週水曜日 13:00～15:00 第1、第3 川相生活改善センター 第2、第4 ふれあいの郷	町内住民	100円/1回		